

春日井市交通安全推進協議会要綱

(設置)

第1条 春日井市内における交通事故の防止をはかり、交通安全の積極的な活動を行うため、春日井市交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 交通安全運動の推進に関する事。
- (2) 交通安全教育に関する事。
- (3) その他交通事故防止を目的とする事業に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、委員40名以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 交通安全団体、防犯団体等の関係者
- (2) 運輸事業、自動車整備業その他商工関係者
- (3) 区、町内会関係者
- (4) 高齢者団体、青年団体、女性団体、子どもの健全育成を目的とした団体等の関係者
- (5) 小中学校、高等学校、保育園、幼稚園等の関係者
- (6) 前5号に定めるもののほか、地域の交通安全に識見を有するもの
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 市議会議員
- (9) 市職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず職名をもって充てられたものの任期はその在任期間とし、補欠委員の任期はその残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、年1回の開催とする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に会議を招集することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部市民安全課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。